

平成30年度

施政方針



下松市

目 次

はじめに	1
第 1 章 健康福祉	2
1 保健・医療の充実	2
2 多様な福祉の充実	2
3 子育て環境の充実	3
第 2 章 生活環境	4
1 環境保全の推進	4
2 環境衛生の推進	5
3 安全安心の確保	6
第 3 章 都市建設	8
1 計画的な土地利用	8
2 都市基盤の整備	8
3 居住環境の充実	10
第 4 章 産業経済	11
1 農林水産業の振興	11
2 商工業の振興	12
3 観光の振興	13
第 5 章 教育文化	13
1 学校教育の充実	13
2 社会教育の推進	14
3 文化・スポーツの振興	15
第 6 章 地域経営	16
1 協働社会の形成	16
2 人権尊重の推進	17
3 健全な行財政運営	17

はじめに

平成30年度の予算案及び諸議案の提出に当たり、施政方針を申し上げます。

わが国の社会経済情勢は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり、月例経済報告では緩やかに回復していくことが期待される反面、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響とともに北朝鮮情勢などの国際情勢の影響も懸念されており、不安定な状況にあります。

国においては、経済の緩やかな回復基調の中、アベノミクスによる経済再生や財政健全化など、多様な政策課題の実現に向けて加速化し、一方、地方では、雇用・景気・経済の好循環を背景に、人口減少社会や少子高齢化に対応するため、各自治体が地域創生に知恵を絞りながら、地域の課題解決に向け、創意と工夫を持って、活力ある地域づくりを創出しているところであります。

本年度は、行財政運営の基盤となる歳入面において、国税の改善傾向が継続しているものの、市税や地方交付税を含めた一般財源においては、依然として厳しい見通しにあり、歳出面では、義務的経費の増嵩による財政環境の悪化が懸念され、新たな財源確保へ向けた方策や、更なる「選択と集中」と「変革」が求められる状況にあるものと考えております。

このような状況のもと、市長就任3年目となる平成30年度予算案について、特に、最重要政策の一つである市民の「安全・安心の確保、充実」をより具現化し、ハード・ソフト両面から積極的に施策を進めることとしております。

本市では、基本姿勢である「自主・自立のまちづくり」と「身の丈に合った健全財政」を引き続き堅持するとともに、限りある財源を最大限に有効活用し、「後期基本計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目指すべき将来像の実現に向け、以下に掲げた諸施策を積極的に進めてまいり所存であります。

第1章 健康福祉

1 保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進と地域医療の充実

第2次下松市健康増進計画に基づき、市民の健康づくりを進めるとともに、新たに市民が気軽に参加できる健康ウォーキング大会を開催し、健康に対する関心を高めます。

食育の更なる推進を図るため、第2次食育推進計画を改定します。

がんの早期発見や早期治療を図るため、新たに胃内視鏡検診を開始します。

国民健康保険は、県が、市とともに保険者となり新たな財政運営の責任主体を担います。被保険者に制度改革による負担が生じることのないよう、国民健康保険基金を活用し保険税率を据え置くとともに、収納率の向上や医療費の適正化を図り、健全かつ安定した事業運営に努めます。

保健事業は、第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上を図り、生活習慣病の早期発見、重症化予防に努めます。

2 多様な福祉の充実

(1) 地域福祉体制の充実

地域福祉の充実を図るため、社会福祉協議会への運営費助成や民生委員・児童委員の活動を支援します。

災害時における避難行動要支援者や要配慮者の安全安心の確保のため、地域住民の協力の下、避難を支援する取組や社会福祉施設を運営する法人と福祉避難所の設置運営に関する協定の締結を進めます。

(2) 高齢者福祉・介護の充実

地域包括ケアシステムの構築に向け、新たに在宅医療・介護連携支援センターや認知症初期集中支援チームを設置するほか、協議体の設置を

市内全域に拡大し、各地域における生活支援サービスの充実を図ります。

介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所1施設の整備を進めます。

(3) 障害者福祉の充実

第3次下松市新障害者プランに基づき、「障害のある人もない人もいきいきと暮らすことができるまちづくり」の実現に向け、障害福祉サービス等の支援体制の充実や就労支援と雇用の促進、障害者スポーツや文化芸術活動の推進を図ります。

障害者に対する権利擁護の取組を進めるとともに、ユニバーサルデザイン化の推進など、生活環境の向上に努めます。

地域共生社会の実現に向け、障害者と家族、支援機関や市民がふれあう交流会を新たに開催し、障害や障害者に対する理解を促進します。

(4) 老後や低所得者の生活保障

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業及び家計相談支援事業を推進します。

3 子育て環境の充実

(1) 子育て支援の推進

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援の充実を図ります。また、次期事業計画の策定に向けたニーズ調査を実施します。

花岡保育園は、社会福祉法人孝志会が運営する新設保育園に引継ぎ、完全民営化します。

増加する保育ニーズへの対応として、幼稚園の認定こども園への移行支援、認可外保育施設入所児童保育料補助の拡充、企業主導型保育事業との連携を図るとともに、民間保育園の誘致を進めます。

保育士確保策として、保育士トライアル雇用制度を新設し、受入体制の整備に努めます。

学童保育については、受入枠拡大を最優先に進める中で、第2花岡児童の家設計業務委託、旧中央保育園、旧花岡保育園を利用した増設などを実施し、新たな基準に対応した改善に努めてまいります。

このうち、下松小校区と公集小校区の児童の家については、民間事業者による運営を行うこととします。

家庭児童相談業務は、子ども家庭総合支援拠点としての整備を進めるため、家庭児童相談システムを導入し、情報管理と関係部署との情報の共有化を図ります。

子育て世代包括支援センターは、産後間もない時期の産婦を対象にした産婦健康診査を新たに実施し、母体の身体機能回復、授乳状況、精神状態の把握を行い、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図ります。

新たな産後ケア事業として、助産師による自宅訪問によるケア事業を開始します。

子どもの医療費助成制度は、所得制限を設けず小学校6年生までを対象とし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 幼児教育の充実

新制度による施設型給付事業により、幼稚園運営を支援するとともに、認定こども園への移行を推進します。

第2章 生活環境

1 環境保全の推進

(1) 環境負荷の低減

地球温暖化対策実行計画に基づき、省資源、省エネに取り組むとともに、地球温暖化対策地域協議会と連携し、環境負荷低減の意識啓発を図ります。

(2) 環境美化の推進

廃棄物の不法投棄防止のため、定期的に環境パトロールを実施し、早期発見・早期回収に努めます。

野犬対策は、県及び自治会等と連携を強化して推進します。

(3) 市営墓地の管理

墓地区画の適正管理のため、現地調査・台帳整理を行い、放置区画の返還を促進します。

納骨堂「旗山閣」のトイレを移設し、旗岡墓地と共用します。

2 環境衛生の推進

(1) ごみ処理と資源化

家庭ごみ収集運搬業務は、収集コースの平準化を図るため、西地区を1コース増やし、9コース全てを民間事業者に委託します。

清掃センターを廃棄物対策係に統合し、窓口の一本化により市民サービス向上を図り、ごみの減量化・資源化を推進します。

(2) 下水道の整備と管理

第8次基本実施計画に基づく管渠整備を進め、普及率向上に努めます。

汚水処理は、広石地区、浴地区等の面整備を行い、人口普及率は87.5パーセントとなる見込みです。

管路施設及び宅内排水設備をデータ化したマッピングシステムにより、施設の適切な管理や住民サービスの向上を図ります。

老朽化対策は、浄化センターの最終沈澱池設備更新工事を行います。

(3) し尿の収集・処理

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づき、適正なし尿処理体制を維持します。

3 安全安心の確保

(1) 消防体制の充実

救急需要が増加傾向にある中、複雑・多様化する要請に対応するため、医療機関等との連携を図り、救急体制の更なる充実に努めます。

水難事故や豪雨災害等に対応するため、水難救助活動を開始します。強風時の火気使用等の警戒、重大違反防火対象物公表制度に基づく公表の実施及び住宅用火災警報器の設置率向上に努めます。

新たに建設される防災棟に、機動分団・女性分団の消防団機庫を配備し、非常備消防の充実強化を図ります。

(2) 防災対策の推進

防災の基本である自助及び共助を推進するため、防災訓練、防災講演会、防災フェスタなどを実施するとともに、自主防災組織の結成及び活動を支援します。

災害備蓄計画に基づき、備蓄品を整備するとともに、災害用仮設トイレを購入します。

災害時の応急給水に対応するため、災害時応急給水用簡易タンクを5基整備します。

避難所における良好な生活環境を確保するため、災害用マンホールトイレ整備計画に基づき、中村総合福祉センターにマンホールトイレを設置します。

一時避難場所となる公園においては、新たに災害時に防災機能を果たす東屋やトイレの水洗化等、防災力の強化に取り組みます。

地震による被害を最小限に抑えるために木造住宅の耐震診断・改修を支援し、耐震化の促進を図ります。

(3) 治水・治山対策

河川事業は、宮本川、水無川等の準用河川や旧普通河川の改修工事、水無川の大規模浚渫設計を実施します。

県事業は、切戸川、坂本川、玉鶴川の改修工事、末武川の護岸補強工事が実施されます。土砂災害対策は、二ノ瀬地区及び時宗地区の崩壊対策工事、奥迫地区及び東豊井地区の砂防ダムの建設が実施されます。

浸水対策事業は、公共下水道事業での竹屋川4号幹線工事、竹屋川ポンプ場増設工事に着手するほか、庁内連携のもと恋ヶ浜・豊井地区及び末武平野の内水氾濫の早期軽減に努めます。

(4) 防犯・交通安全対策の充実

防犯灯のLED化を一挙に進め、概ね全体の取替えに取り組み、夜間の防犯・交通安全対策の充実に努めます。

33台設置している防犯カメラを5台増設する等、警察や関係団体と連携し、犯罪や交通事故の起きにくいまちづくりを進めます。

地域防犯ボランティアを確保するため、新たに「わんわんパトロール隊」を募集し、安全安心な地域社会づくりを推進します。

交通安全対策は、様々な機会を活用した交通安全教育及び啓発活動に取り組みます。

交通安全施設の整備は、カーブミラー等の計画的な建替改修を実施するとともに、通学路の危険箇所の適切な対策を行います。

公用車にドライブレコーダーを新たに設置し、職員の安全意識の向上とともに、地域の防犯対策にも役立てます。

(5) 消費生活の向上

市民の相談窓口として、これからも消費生活センターの機能強化や消費者相談業務をさらに充実させるとともに、増加する若年層を狙った悪質商法被害を防止するため、消費者教育と啓発活動に取り組みます。

うそ電話詐欺被害防止の通話録音装置貸与事業を実施する等、関係機関と連携し、高齢者等の消費者被害の早期発見・拡大防止に努めます。

第3章 都市建設

1 計画的な土地利用

(1) 土地利用の誘導

都市計画マスタープランに基づき、市街地の適正な開発や市街化調整区域の保全に努めます。

地籍調査は、河内（字笠松）周辺地区の地籍図及び地籍簿の作成等を実施するとともに、河内（字黒杭・小野）周辺地区の地元説明会、調査及び測量等を実施します。

(2) 市街地整備

中部土地区画整理事業は、平田川橋梁の架橋工事、都市計画道路大海線及び都市計画道路西市通線の築造工事を行い、整備工事を完了させるとともに、平成31年12月の換地処分に向けて準備作業を進めます。

豊井地区は、昨年設置した豊井区画整理見直し協議会において、土地区画整理事業以外の手法も含め、整備方針を検討します。

住居表示事業は、中部土地区画整理事業区域及び周辺地域において、平成31年12月の住居表示実施に向け、現地調査等を進めます。また、既に住居表示を実施した地域の老朽化した住居表示板を順次更新します。

2 都市基盤の整備

(1) 道路網の整備・管理

県道は、徳山下松線の荒神大橋及び切戸大橋の架け替え、瀬越下松線及び笠戸島線の拡幅が実施されます。

都市計画道路国道山手線（下松新南陽線）は、拡幅事業が進められます。

市道は、西条線改良工事、中央線歩道改良工事、中心市街地の舗装改良工事及び平田昭和通りの排水路改良設計を実施します。

都市計画道路大海線は、道路新設へ向けて、平田昭和通りと県道下松鹿野線の区間の用地取得、建物補償等を行います。

橋りょう等は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、本通り荒神橋の補修工事を実施します。

維持管理は、道路パトロール及びボランティアへの材料支給など、道路環境の整備に努めます。

(2) 公共交通の確保

地域公共交通網形成計画に基づき、各種事業の具現化に向けて、新たに米川地区と笠戸島地区での実証実験を行います。

バス事業者が実施するバスロケーションシステム導入費用の一部を負担し、利用者の利便性向上を図ります。

県、JR西日本及びJR岩徳線沿線市で構成する利用促進委員会に助成し、利用促進に向けた取組を進めます。

(3) 都市交通拠点施設の充実と活用

都市交通拠点施設の利便性・快適性の向上による機能の充実を図るため、JR下松駅構内及び市道橋上通りにおけるエレベーター設置等のバリアフリー化事業を実施します。

(4) 港湾機能の整備

港湾事業は、徳山下松港の港湾計画に基づき、国際バルク戦略港湾をはじめとする整備が進められます。

海岸高潮対策は、深淵地区の護岸改良工事が実施されます。

港湾施設は、本浦地区の防波堤新設事業が進められます。

(5) 上水道の整備と管理

水道施設の更新と効率化を進め、安全・安心な水道を目指します。

水圧・水量の改善のため生野屋地区、大海町地区及び西市地区に配水

管を布設します。

老朽管対策は、万ノ木通り配水管、末光本通り配水管、末武下配水管、上広石配水管及び県道徳山下松線配水管の更新を行います。

耐震化対策は、御屋敷山浄水場の薬品沈澱池耐震改修工事を実施します。

3 居住環境の充実

(1) 緑地保全・都市緑化

心豊かな人づくり事業として、しだれ桜の写真コンテスト、カサブランカー鉢コンクール等を開催します。「山口ゆめ花博」の連携会場として、下松スポーツ公園・米泉湖周辺等に菜の花、ポピー、コスモス等を植栽し、花博の認知度、関心を高め、花いっぱいのまちづくりに取り組みます。

緑の基本計画は、緑地の配置方針・保全、緑化推進の施策等を検討し策定します。

市道中央線の街路樹リフレッシュ事業に着手し、街路樹の植え替えを行います。

(2) 公園の整備と管理

利用者の安全確保のため、遊具、フェンス等の改修を行います。

また、下松スポーツ公園については、冒険の森幼児用遊具、花の広場園路整備等を行います。

温水プールアクアピアこいじは、計画的に点検・補修を実施します。

(3) 都市景観形成

景観計画に基づくまちづくりを進めるとともに、景観ガイドラインによる建築行為の届出、審査等を行います。

(4) 市営住宅の整備と管理

市営住宅長寿命化計画に基づき、生野屋市営住宅の建替2期事業に着手し、併せて既存住宅の長寿命化対策として、改修計画による維持補修工事を実施します。

(5) 空家等対策

安全安心な暮らしを守るため、下松市空家等対策計画に基づき、計画的に空家対策に取り組みます。

第4章 産業経済

1 農林水産業の振興

(1) 農業の振興

地産地消推進のため、学校給食での利用促進や生産量の確保、多様な担い手づくりに努めます。

新規就農者に対しての施設整備や園芸農家に助成します。

特産物の生産や環境保全活動に取り組む活動組織へ支援します。

ため池は、農村地域防災減災事業を活用した大蔵東^{おおぞうひがし}ため池の改修をはじめ、適切な維持・管理に努めます。

有害鳥獣の被害防止は、防除柵の設置や鳥獣被害対策実施隊による駆除活動を支援します。

(2) 林業の振興

市有林は、森林経営計画に基づき、作業路開設や間伐を実施します。

民有林は、森林施業の地域活動を支援します。

(3) 水産業の振興

水産資源確保のため、たこつぼ投入、種苗放流を行うとともに、内海^{ないかい}

地区水産環境整備事業や海洋ゴミの回収処理等、藻場の回復や漁場環境の改善に努めます。

栽培漁業センターは、種苗生産事業における生産数拡大と安定供給並びに魚食普及などを推進することに加え、本市の観光交流拠点施設として整備するため、新種苗棟建設事業を進めます。

2 商工業の振興

(1) 工業・物流業の振興

産業活性化・企業誘致推進協議会の活動促進、企業アンケートや企業訪問を行うとともに、山口県地域再生計画に基づく企業誘致活動に取り組みます。

工場等誘致奨励制度は、製造業に新たに道路貨物運送業を加え、工場等の設置者に対する奨励措置及び事業拡大や新規雇用に対する支援を拡充します。

中小企業活性化のため、周南地域地場産業振興センターの研究開発事業を支援します。

(2) 商業・サービス業の振興

中小企業に対する制度融資は一層の利用促進を図るため、利率に加え融資要件や償還期間を見直し、保証料補給、小規模事業者経営改善資金利子補給などと併せ、中小企業の経営基盤強化に努めるとともに、創業支援事業計画に基づく商工業の活性化を進めます。

商工会議所中小企業相談所に助成し、市内事業者の経営改善を支援します。

市内の消費拡大及び経済の活性化に加え、新たに子育て世代を経済的側面から応援するため「プレミアム付商品券」を発行し、消費購買力の強化、販売促進による市内経済循環の創出並びに子育て支援に努めます。

(3) 雇用対策と勤労者福祉

勤労者総合福祉センターの利用促進や中小企業の勤労者諸団体へ助成し、勤労者の健康・福祉・勤労意欲の向上に努めます。

シルバー人材センターに助成し、高齢者の就業・交流機会の確保・生きがい対策の充実に努めます。

勤労者及び離職者の生活の安定を図るため、県と協調し、労働福祉金融制度の実施に取り組みます。

3 観光の振興

(1) 観光拠点の充実と観光産業の振興

「下松へ人々を引き付ける魅力あるまちづくり」を推進するため、観光振興ビジョンに基づき事業を計画的に進めます。

観光・産業振興推進の“核”となる組織の構築に向けた協議会を設立するとともに、観光ロゴマークの作成、新たな観光パンフレットの作成、市の玄関口であるJR下松駅における観光案内の機能充実に努めます。

観光協会等と連携した“元気づくり”くだまつ総踊り等の観光イベントへの支援や、くだまつ観光・産業交流センターによる各種情報の発信、イベント運営について助成する等、観光宣伝活動や知名度の向上に努めます。

第5章 教育文化

1 学校教育の充実

(1) 小・中学校教育環境の充実

下松小学校改築事業は、管理特別教室棟の今年秋の完成を目指すとともに、普通教室棟等の実施設計を行います。

中村小学校屋内運動場改築事業の実施設計を1年前倒して行い、学校施設の耐震化を進めます。

豊井小学校屋内運動場屋根改修工事を行い、下松中学校及び久保中学校特別支援教室に空調設置工事を行うほか、校舎の立地環境から普通教室における先行実施として花岡小学校第3校舎にも空調を設置します。

豊井小学校及び東陽小学校のLAN整備工事を行うなど、学校施設のICT環境整備を図ります。

(2) 小・中学校教育の推進

次代を担う児童生徒が確かな学力や豊かな心を身につけ、健やかな体で夢や希望をもって未来を切り拓いていけるよう、コミュニティ・スクールの取組を充実させ、社会総がかりで児童生徒の学びや育ちを支援する教育環境づくりに努めます。

特別支援教育は、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が展開されるよう、教員補助員を配置して支援の充実を図ります。

国際教育は、外国語指導助手による指導や中学生の海外語学研修を実施するなど、グローバル化に対応した英語教育を推進します。

また、就学援助の一層の充実を図るため、就学援助費の新入学学用品費については、希望する保護者へ入学前支給を実施します。

学校給食は、学校と給食センターで連携して安全で安心な給食の提供に努めるとともに、給食費公会計化の確実な運営を図ります。

2 社会教育の推進

(1) 青少年の健全育成

社会教育活動の拠点である公民館において、放課後子ども教室や家庭教育学級、三世代交流事業を進め、青少年を取り巻く環境づくり等、地域ぐるみの取組を進めます。

図書館では、「星ふるまの図書館教育」や読書通帳の普及に努め、子どもの読書活動推進を図ります。

(2) 生涯学習施設の充実

ほしらんどくだまつの利用促進を通じて、市民の学習や活動を支援する基盤の充実を図ります。

図書館は、蔵書の充実や魅力ある企画で、市民に親しまれる施設を目指すとともに、郷土資料デジタルアーカイブを活用して、地域の情報拠点としての機能強化と情報発信に努めます。

スターピアくだまつは、9月のリニューアルオープンに向け、大規模改修工事を計画的に進めます。

また、新たに策定した公民館施設整備計画に基づき、笠戸公民館の基本計画・基本実施設計を進め、花岡公民館講堂は、基本計画策定に着手します。

(3) 生涯学習の推進

公民館活動への支援により学習団体の育成に努めるほか、出前講座や生涯学習情報コーナーを活用した生涯学習機会の拡充を図ります。

また、学術機関との協働により、現代的な課題を取り入れた生涯学習の機会拡大を図ります。

3 文化・スポーツの振興

(1) 文化の振興と文化財保護

市民美術展覧会は、市民による文化活動への参加層拡大を目指し、様々な視点でそのあり方を検討します。

文化財は、愛護意識の啓発や指定文化財の適切な保存・管理を行い、貴重な文化財の保護に努めます。

下松市郷土資料展示収蔵施設「島の学び舎」は、笠戸島をはじめ本市の歴史、民俗、文化財等に関する資料を保存、展示し、郷土の歴史や文化に対する市民の意識啓発を図ります。

(2) スポーツの推進

各種スポーツイベントや「ACT SAIKYO」等のトップスポーツクラブと連携した事業を通して、スポーツ振興の充実や交流人口の拡大等に取り組み、地域の活性化を推進します。

また、総合型地域スポーツクラブと連携し、地域コミュニティの創出を図り、市民のスポーツ活動を支援します。

(3) 多様な交流の展開

笑顔の写真コンテストや童謡フェスタなどを開催し、笑顔があふれる心豊かな人づくり事業の推進に努めます。

「くだまつ親子の日フェスタ」を開催し、様々な分野や世代を対象とした企画事業や啓発活動を展開します。

第6章 地域経営

1 協働社会の形成

(1) 市民参加と協働の推進

市民憲章は、まちづくりのための行動目標を掲げたものであり、市民憲章推進協議会の活動を中心に、幅広い世代への働きかけにより、市民への周知を図ります。

(2) コミュニティの形成

自治会及び自治会連合会の業務窓口を一本化し、市民協働によるまちづくりを推進します。

コミュニティ組織の充実のため、自治会活動助成制度を通し、地域に根ざした活動を支援します。

災害時の一時避難場所と想定される地区集会所等の空調設備等の費用について一部助成します。

2 人権尊重の推進

(1) 人権の尊重

一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、関係諸団体と連携を図り、人権啓発、人権教育、人権相談を行います。

(2) 男女共同参画の推進

男女が互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を發揮できる社会の実現に向け、男女共同参画プランを改定するとともに、新たに女性活躍推進法に基づく推進計画を策定します。併せて、配偶者等からの暴力の防止、被害者の支援に努めます。

3 健全な行財政運営

(1) 地域経営としての行政運営

第4次行財政改革推進計画の最終年度にあたり、取組を推進するとともに、新たな計画を策定します。

職員研修の拡充や組織の見直しを行い、人材・組織の質の向上を図ります。

旧消防庁舎跡地に駐車場の整備を進めるとともに、総合的な防災機能を併せ持つ防災棟を建設します。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進を図るとともに、下松タウンセンター屋外ステージ屋根を設置し、賑わいの創出を進めます。また、地域包括連携協定を締結した民間団体や学校等と協働した地域活性化を進めます。

市制施行80周年に合わせた新たな映画製作等に取り組むなど、本市の魅力発信と知名度向上に努めます。

(2) 健全な財政運営

自主・自立の行政運営基盤を目指し、健全かつ安定した財政の確立・強化に努めます。

「後期基本計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた、時代に即応した各種施策を、「選択と集中」の視点から進めます。

公会計制度の活用方法を研究するとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、「質・量・コスト・まちづくり」の視点から最適化、複合化等を含め、公共施設のあり方を検討します。

遊休市有地の売却やふるさと納税制度の活用など、多様な自主財源の確保に努めるとともに、収納率の向上のため、滞納処分の強化や納税環境の整備を進めます。

以上、平成30年度の諸議案を提出するに当たり、施政方針を述べさせていただきましたが、市議会議員各位をはじめ、市民の皆様のより一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成30年2月15日

下松市長 國 井 益 雄